**JIPADデータ利用の手引き（第1版）**

第1版　作成日2019年10月1日

この度は、JIPADデータ利用申請をご検討いただきありがとうございます。

本手引では、JIPADデータ利用の際の留意点についてお知らせいたします。

**・データ利用申請書の提出先**

データ利用申請書および誓約書に記入が終わりましたら、下記の連絡先までご送付ください。

**・データ利用申請期間**

データ利用申請期間ですが、年次レポートに参加した年度の翌年の9月末日までを原則とします。例えば、2018年度年次レポート参加（2018年4月から2019年3月末までのデータを提出）の場合は、2020年9月末日までを申請期間とします。

**・匿名加工について**

個人情報保護の観点から、研究案件に応じて、どの項目を匿名加工するか提示させて頂く場合がございます。匿名加工に関しては、倫理委員会の審査項目にもなりますので、当方の匿名加工で問題がないか倫理委員会に審査してもらうようお願いいたします。

**・倫理委員会審査のタイミング**

研究を行う際は、しかるべき倫理委員会に審査の申請をお願いいたします。審査申請のタイミングとしては、JIPADワーキンググループによるデータ利用承認後で構いません。

**・倫理委員会に提出した研究計画書および研究可否通知書の送付**

倫理委員会から研究の許可が下りた際には、倫理委員会に提出した計画書および研究可否通知書の写しを下記の連絡先までご送付ください。

**・進捗状況に関するご連絡**

研究の進捗に関して、こちらから連絡させて頂く場合がございます。データの利用許可から2年の間に論文の発表をお願いしておりますが、2年をこえて研究を継続する場合は、データ継続利用の申請をお願いいたします。その際は、データ利用申請書を用い、継続利用であることを明記してください。

**・データの受け渡し、保管方法**

倫理委員会から研究の許可が下りた後に、データの受け渡しとなります。データの受け渡し方法ですが、データ管理会社から連絡がありますので、その指示に従ってデータを取得してください。データの保管・管理に関しては、関連法規を遵守し、データ流出・紛失のないようお願いいたします。万が一、データの流失・紛失が発生した場合は、速やかに下記の連絡先まで連絡をお願いいたします。

**・JIPAD出典明記および引用文献**

JIPADのデータは、多数の施設から集められた共通財産です。適切な出典の明記をお願いいたします。

例：Patient data was obtained from the Japanese Intensive Care Patient Database (JIPAD).

また、JIPADの詳細に関して、引用できる文献がございますので、引用をお願いいたします。

JIPAD文献：Irie H, Okamoto H, Uchino S, et al. The Japanese Intensive care PAtient Database (JIPAD): A national intensive care unit registry in Japan. J Crit Care 2020;55:86–94. doi:10.1016/j.jcrc.2019.09.004.

その他、データ利用および申請に関して不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

ワーキンググループ一同、実りある研究となることを願っています。

JIPADワーキンググループ一同

連絡先: jipad\_office@jsicm.org